

## 我が国薬事制度と永松東海

青木 歳幸

佐賀大学地域学歴史文化研究センター

我が国の薬事制度の成立について、『薬学史事典』（2016）では、ミュルレルやホフマンの来日によるドイツ医学教育がすすめられ、ホフマンの答申にもとづいて、明治6年（1873）に文部省が「薬剤師取締法」（28項）をだし、同年6月、欧米視察から帰国した長与専齋が「製薬学校設立の伺い」を文部省に提出した。それらをもとに、明治7年（1874）の『医制』で近代薬事制度が定められたとした。

本報告では、佐賀藩の先駆的な薬事制度と、文部省側にいた佐賀藩出身医師の永松東海が我が国薬事制度の近代化に果たした役割について検討する。

佐賀藩では、寛政8年（1796）に施薬方の藩医が調剤した練り薬である烏犀圓を、薬種業者野中家に製薬販売を許可した。調合のものは、中国の『太平惠民和剂局方』（1647・和刻）で、硫黄、水銀、附子など58味からなっていた。

烏犀圓は、佐賀の名薬として広く関西方面まで販売されたが、偽薬も出回り始めたようで、藩では、烏犀圓などをはじめ、藩内で販売する売薬については成分分析の鑑定を行って、藩許を与えることとした。嘉永4年（1851）にも、野中家などから佐賀藩の施薬方へ製薬の鑑定願いが出されて、無事、許可された。

佐賀藩は、幕末期、文久元年（1861）に漢方医学を禁止し、西洋医学のみを許可することにした。そのため薬種商も西洋医薬への転換・対応がせまられることとなった。明治元年（1868）に薬種商らは、烏犀圓の58味のうち、成分に毒性があるとされた水銀・軽粉・白附子の3つを除くことを藩の好生館施薬局に差し出し、製造販売許可を得ることができた。

幕末維新时期には、佐賀藩では領内売薬の品質検査・成分検査が行われ、佐賀藩の医師である永松東海（1840～1898）も売薬の成分分析の必要性を実感していた。

永松東海は、安政5年（1858）に設立された佐賀藩医学校好生館で西洋医学を学び、その後、江戸で松本良順、佐倉で順天堂、長崎精得館でボードイン、マンسفエルトに学んだ。このとき精得館館長が同じ佐賀藩出身の相良知安であった。

明治維新後は、東京医学校や大阪府医学校などで生理学などを講じ、明治5年（1872）から第一大学医学校（後の東京大学医学部）に専任となった。明治6年、司薬取調御用掛として文部省に赴任し、文部省初代医務局長だった相良知安のもとで、とくに薬事制度の制定に尽力した。

明治6年6月ごろ、相良知安は『医制略則』85条を起草して失脚した。そのあとをうけた永松東海が『医制』75条を起草し、その案が長与専齋の『医制』78条となって公布された。

相良知安『医制略則』には「（第52条）東京府下ニ司薬局ヲ設ケ、其支局ヲ便宜ノ地方ニ置テ薬品検査及ヒ薬舗・売薬取締等ノ事ヲ管ス」とあり、永松東海『医制』には、「（第54条）東京府下ニ司薬局ヲ設ケ、其支局ヲ便宜ノ地方ニ置テ薬品検査及ヒ薬舗・売薬取締等ノ事ヲ管知ス」とあり、長与専齋『医制』には、「（第54条）東京府下ニ司薬局ヲ設ケ、便宜ノ地方ニ其支局ヲ置キ薬品検査及ヒ薬舗売薬等ノ事ヲ管知ス、司薬局章程別冊アリ」とあり、相良知安・永松東海の薬事制度案が採用されたことがわかる。

永松東海は、明治7年（1874）に初代東京司薬場（日本で初の医薬品研究機関）長となり、その創設期の薬事制度整備に尽力した。明治11年に東京大学医学部に勤務し、生理学を講義。明治13年（1880）12月『日本薬局方』編纂委員の一人として薬局方制定に尽くした。明治31年（1898年）5月11日に東京で没し、青山霊園に葬られた。